

平成 2 1 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第2日）

12月16日（水曜日）午前10時00分 開 議
午後 1時59分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
3. 植村 真美 議員
4. 太田 常美 議員
5. 北市 勲 議員
6. 宍戸 忠 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

順序	議席番号	氏名	件名
3	8	植村 真美	1. 税収を増やす対策づくりについて 2. 市職員の資質の向上について 3. 独居老人に対する支援の強化について 4. 産炭地基金の活用と新たな基金の創設について
4	7	太田 常美	1. 消防行政について 2. 火葬場について 3. 赤平市中小企業振興資金支払い期間延長

- 日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏名	件名
			について
5	6	北市 勲	1. エルム高原施設の運営管理について 2. 住友地区共同浴場について
6	4	宍戸 忠	1. 市立赤平総合病院の問題について 2. 第5次赤平市総合計画（生き生きプラン21）について 3. 教育問題について 4. 新ごみ焼却施設について

○出席議員 10名

- 1番 五十嵐 美知 君
2番 若山 武信 君
3番 谷田部 芳征 君
4番 宍戸 忠 君
5番 林 喜代子 君
6番 北市 勲 君
7番 太田 常美 君
8番 植村 真美 君
9番 鎌田 恒彰 君
10番 獅畑 輝明 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長	高尾弘明君
教育委員会委員長	田口敏弘君
監査委員	小椋克己君
選挙管理委員会委員長	壽崎光吉君
農業委員会会長	野村繁君
副市長	浅水忠男君
理事	三上和巳君
総務課長	町田秀一君
企画財政課長	伊藤寿雄君
税務課長	吉村春義君
市民生活課長	栗山滋之君
社会福祉課長	伊藤嘉悦君
介護健康推進課長	斉藤幸英君
産業課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者	下村信磁君
消防長	中村高庸君
市立赤平総合病院事務長	實吉俊介君
教育委員会教育長	渡邊敏雄君
” 教育課長	相原弘幸君
監査事務局長	保田隆二君
選挙管理委員会事務局長	町田秀一君
農業委員会事務局長	菊島美時君
〇本会議事務従事者	
議会事務局長	大橋一君
” 総務議事担当主幹	野呂律子君
” 総務議事係長	渡邊敏一君

(午前10時00分 開 議)

○議長(獅畑輝明君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、2番若山武信君、9番鎌田恒彰君を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序3、1、税金を増やす対策づくりについて、2、市職員の資質向上について、3、独居老人に対する支援の強化について、4、産炭地基金の活用と新たな基金の創出について、議席番号8番、植村真美さん。

○8番(植村真美君) [登壇] おはようございます。議席番号8番、植村真美、通告に基づきまして一般質問をさせていただきますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1、税金をふやす対策づくりについて。財政再建のため住民、企業負担の協力もある中、これ以上の市民負担は考えられない状況の中で、また今後は人口減少とともに地方交付税の減少も予想され、近い将来行政サービスの低迷や、さらに市職員の削減なども検討していかなければならない時期が来る

ものと思われま。そして、近年では効率的な生活環境を求め、中心都市へと景気の低迷とともに地方においては人口の流出に歯どめがかからない状況になっております。しかし、そのような時代背景においても地域みずからが食欲に生産性を伸ばすためのネットワークの強化、営業力の向上と調整をしなければならぬ、また市内の税金をふやすための行動に乗り出さなければなりません。その基本として、民間企業の活性化、住宅環境の整備など赤平市に人が住みやすい環境づくり、赤平のファンづくりをすることが優先されることと思います。そのための計画立案、自治運営を行うことは、行政の立場としての責務であると言えます。そこで、さらに人の気持ちに訴えかけるメッセージ性の強い特徴のある地域政策が求められていることと思います。その中で地域の特性を生かしながら、自主自立できる仕組みをつくり出す手段の一つに特区を適用している地域もござい。近年では、地域再生、活性化のための支援として、北海道においても北海道チャレンジパートナー特区制度も設置されており、社会的に独特な地域づくりの理解の幅も持たれるようになりました。そして、住環境、教育、医療、産業、観光などの多岐にわたる分野において特区を申請し、前向きにチャレンジしようとする地域もふえてござい。また、赤平をさらにほかにPRするために、行政が先導し、市全域で営業促進を図る対策も必要と考えております。例えば知的所有権に対する制度を設け、市内企業においての技術の向上を図ることも視野に入れ、特許申請の情報収集やサポート、近年では地域のブランド力を向上させるためにデザイン性豊かなロゴマークやイメージキャラクターなどの商標権を自治体みずからが取得するなど、地域のイメージアップ、統一的なイメージを地域全体で利用し、営業戦略の中で使用している地域もござい。赤平の魅力を理解されやすい形で積極的な政策展開を掲げることで、また行政みずからも営業促進を高めることで地域の活性化につながり、今後の税金の拡大につながることでございますが、そのような観点での

取り組みにつきましてはいかがお考えでしょうか。

大綱2、市職員の資質の向上について。先日当市においてごみ減量化を図るためにごみゼロリサイクルフェアと称し、粗大ごみなどのリサイクル品を集めて、ごみゼロのごろ合わせで53円、530円からオークションを開催し、市民に呼びかけをされておりました。テレビでも取り上げられ、大変盛況だったように拝見させていただきました。しかし、その中で赤平出身である日本でも代表される書道家の作品がインターネットオークションで公売されていることも明らかとなり、その書道家を敬愛する方々や赤平市民の中ではそのような方の作品までもごみ同様に扱うことが信じられないと大変怒りの声が寄せられています。田舎を出身とすることを隠す有名人も多い中で、その書道家は赤平を故郷とすることを隠さずに全面的に公開し、応援してくれております。書を通じたイベントなどにおいてもご協力いただくなど積極的にこの赤平を思い続けていただけることは、私たち赤平市民にとってとても喜ばしく、どれだけの心の支えになっていることでしょうか。そういった方の作品が赤平市役所からのインターネット上でのごみゼロオークションと称し、自分の作品が530円からスタートされて売買されているという事実が本人の気持ちにはどのように映ることでしょうか。本来でしたら、そういった作品を市内に展示、保管し、市内の貴重な芸術文化財産の一つとしてたたえるべきではないでしょうか。

また、ここで浮上する問題の一つに、インターネットで公売するなどといった行為について課や館内ではどれだけの協議をされて進められているのでしょうか。課長と部下の情報交換、市長、課長との業務連絡は行き届いているのでしょうか。報告、連絡、相談といった館内での情報伝達は十分に図られているのでしょうか。十分な部分がないとするならば、課内で朝礼ミーティングを行い、その日の互いの業務連絡内容の確認を行う、無理、無駄のないように緊張感を高め合いながら業務の遂行を図ることなど、考えられる対応策は多くあると思いますが、この点

についてはいかがお考えでしょうか。

また、サービス、営業の始まりは、明るいあいさつから始まります。行政サービスを担う上で、さらに館内の明るいムードづくりに努めていただきたく思っております。館内で市民の方と触れ合うときのあいさつ、電話、窓口などの接遇対応の向上やサービスに対する基本的な意識を共有させることで、市職員全員の資質の向上にも発展していくことと思っております。そのためにも日ごろからの習慣づけを行うことが大切であります。課を飛び越えたチェック機能の拡充、サービスに関する学びの場、朝礼での声出し訓練など民間企業における事例なども参考にしながら、館内においてもぜひ継続的な働きかけを行っていただきたく思っておりますが、この点についてもいかがお考えでしょうか。

大綱3、独居老人に対する支援の強化について。今では核家族化が進み、隣近所の関係も薄くなりつつある中で、高齢者世帯や独居老人宅に対する情報、理解も同じことと思われまます。ことしの総務省の推計によりますと、日本の高齢者人口は2,898万人と総人口の22.7%を占める中で当市では37.1%、また平成30年には45.9%と予想され、当市においては日本の中でもいち早く高齢者社会が進む状態であることがわかります。最近高齢者の認知症の対応に困惑する方や介護サービスなどの施設の情報、理解が十分ではないという方のお話もよく耳にいたします。このままさらに高齢化社会が進みますと、安易なことでも相互の理解がないばかりに大変な社会問題が発生する原因にもなりかねません。ですので、事前に周囲の理解、家族の理解を深めるための対策づくりを多くの市民とともに行っていただきたく思います。

他市の事例では、グループワークを行い、一般の住民も日ごろ高齢者に接している担当の市の職員や民生委員からの地域の現状を把握し合うことができる場づくりをする、また家に閉じこもりがちな高齢者の方も多くいる中で高齢者が集まりたくなる場所づくり、地域サロンづくりを積極的に行う地域、ま

た認知症の方をサポートするネットワークとして、日ごろから地域住民とかかわる機会の多い新聞配達者やガソリンスタンドなどの方たちも巻き込んだネットワークの構築など、できることから地域とのネットワークを強化しているところもございます。当市といたしましても例えば町内会と連携し、個人情報の問題もありますので、独自のルールをつくり、高齢者世帯や独居老人宅の情報をマップやわかりやすい形にまとめ、町内会の者は確認し合うことができる仕組みや高齢者が抱える病気や何らかの問題を感じたときに相談する窓口情報の周知徹底、さらに最近ではさまざまな出版会社から家族に贈る最後のラブレター、ハッピーエンディングノートなど、自分の人生を振り返り、後世に伝えることや何かの事態があったときに備えた情報連絡先などを書きまとめることなどのできる本が出版されております。そのようなものも赤平独自のスタイルで用意し、誕生、成長、老い、死と人間の成長に対して子供から高齢者までが同じ目線で理解し合うこと、また連携、協働作業の場所を通して触れ合うきっかけづくりの場をつくり上げていくこともお互いが理解し合える場をつくっていくことも大変必要に思います。さらに、市内近隣地域の介護施設との連携体制も強化し、高齢者社会に対してさらに市全体で理解し合うことと高齢者世帯や独居老人宅に対して日ごろから意識するムードづくりを通して、地域全体で高齢者を温かく支援する対策をいま一度考えていただきたく思います。いかがでしょうか。

大綱4、産炭地基金の活用と新たな基金の創出について。産炭地における基盤整備、企業の導入、育成並びに新産業創造などにかかわる取り組みを推進する目的として優遇される空知産炭地域総合発展基金がございますが、旧産炭地基金の実施が平成23年の12月までと期間が押し迫っている状況にあり、当市としましても上限の範囲内で効果的な活用を行っていただきたく思っております。そこで、目に見える形で基盤整備の事業といたしまして駅前活性化対策、駅裏公園整備など駅を中心とした整備、商

店街路のデザイン整備など、また若者も住みやすい住環境の整備など、地域住民が明るく生活できるための環境づくりにも目も向けていただきたく思っております。そのためにもまちづくりを積極的に取り組んでいる活動団体との連携をさらに密に図り、地域が望む事業の振興とあわせた計画づくりを早急にお願いしたいと思っておりますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

旧産炭地地域全体の取り組みとして、自治体の枠組みを超え、地域住民、行政が協力し合いながら産炭基金に続く新たな基金の創出を図ることはできないものではないでしょうか。今後ますます人口減少とともに地域が疲弊していくことが予想される中、広域的な連携や協力意識をはぐくむことも重要なテーマになっていくことが考えられます。例えば地域の商店街、生産力のある企業を救うため、販路の拡大を目的とし、地元の商品に限定されたポイント制度の実施、その該当する商品を買うことによって基金がたまっていくという仕組みであります。計画、運営、広報は広域で組織される団体で行い、年に1度商品のお披露目会をするイベントを開催し、空知全域の生産者と企業が連携し合いながら、新たな商品開発がしやすい環境づくりにつなげる。それを楽しみに新たな観光客が旧産炭地地域にふえるという循環的な効果を期待するものなど、ことしは第3回目の賛炭フェスティバルが当市において開催されましたが、民間の中においても広域での地域の活性化に取り組む団体もふえてきている中でそのような仕組みづくり、地域の将来を見据えた新たな連携と基金の創出について当市から積極的に声を上げ、働きかけを行っていただくことも大変期待するところではございますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 大綱1、税収をふやす対策づくりについてお答えをさせていただきます。

平成18年度以降あかびらスクラムプランを初め3

度にわたります財政健全化計画に基づきまして、都市計画税や軽自動車税の税率引き上げのほか各種使用料等についても改正を行わせていただき、市民や企業には相当なご負担をお願いし、現段階では新たな住民負担をお願いするようなことは難しいと思っております。また、それと同時にいまだ市職員の人件費削減が継続している状況下で、まずは市立病院の経営改善を図り、赤平市全体の財政基盤を確立することが重要であります。

行政として税収をふやすようなことは考えられないかのご質問でございますが、何かを生産し、何かを売る、いわゆる営利によって収入をふやすといった考え方はまさに民間的発想であるとは思いますが、ご承知のとおり当市は第三セクターであった花卉園芸振興公社が清算に陥り、債権放棄をしてきた経過もございますし、今は民間がやれることは民間に移行する時代を迎えている中で、行政が率先して事業展開を図るといことは市民に理解していただくことが難しいのではないかと考えております。しかし、継続的に企業誘致活動を行うことも必要でありますし、地場産業振興に向けた取り組み、第5次赤平市総合計画の施策にも位置づけられている移住定住促進を積極的に進めていくことも大切であります。また、側面的には新製品開発奨励金や企業振興促進助成、産炭地基金助成といった既存の支援制度もありますし、必要に応じて新たな支援策も検討してまいらなければならないと思います。さらに、企業や団体の発想あるいは企画する内容について行政も一緒になって協議することも必要であり、こうしたそれぞれの役割分担と協力関係がまちの発展につながり、結果として税収などに結びつくのではないかと考えております。議員からご提案のあった内容も含めまして、地域活性化やまちのイメージづくり等に向け、引き続き住民と一緒に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 大綱2、市職員の資質

の向上について申し上げます。

ふえ続けるごみの減量化を図ることを目的といたしまして、ごみ収集業者と連携し、粗大ごみとして捨てられたものやご家庭で眠っている貴重品等をリサイクルするため、12月6日、ごみゼロリサイクルフェアを開催したところでございます。約50点がリサイクル品として出品され、あわせて開催されましたフリーマーケットにつきましても盛況で、多くの市民にご来場いただいたところでございます。また、インターネットを利用いたしました公有財産売却におきましてもさきに出品の決定をしておりましたバスやブルドーザー等に加え、ごみゼロフェアの一環としてご質問にありました作品を含めまして3件を追加出品したところでございます。

議員ご指摘の作品につきましては、本市出身で市政功労者でもある全国的に著明な書道家の作品であることは十分認識しております。文化財産として当市で保管することも可能でありましたが、出品者の方から大切にさせていただく方にお譲りしたいとの申し出がありましたものですからオークションに出品させていただきましたが、先生にはご理解いただきましたものの先生並びに関係各位の皆様にも多大なるご迷惑をおかけしましたことを心からおわび申し上げます。先生の作品は、当市におきましても極めて貴重な作品でありまして、先生自身におきましても当市の文化振興などに多大なご尽力をいただいております。なおさら慎重に対応すべきであったと考えております。今後におきましては、このようなことがなきよう十分注意しながら対応しなければならぬと存じておりますので、ご理解をいただきたく存じます。

また、係の課はもちろんでございますが、課内、課をまたいだ横の連携の強化、さらに確認をしながら、常に職員間でコミュニケーションをとることが大切であると思っておりますし、また市役所は多くの市民の方々が利用される施設でもございますので、職員のあいさつを含む接遇につきましても徹底いたしまして明るい職場づくりに努め、親切で思いやり

のある対応で市民の皆様からより信頼される市職員として努めてまいりたいと考えております。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 齊藤介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 大綱3、独居老人に対する支援の強化についてお答えいたします。

少子高齢化の進行や社会情勢の変化から、市内におきましても独居老人世帯や老人のみ世帯が増加しており、生活や健康に不安を持たれる高齢者に対する支援が今後さらに重要になっていくものと認識しております。現在当市におきましては、独居高齢者などに対する支援の一環として、希望する独居高齢者宅に消防と連携を図りながら急病や事故発生時により迅速な救護活動を図られるよう緊急通報システムを設置しているほか、社会福祉協議会に電話サービス事業を委託し、あらかじめ登録をしている独居高齢者に対し電話で安否の確認や生活上の困り事の相談を受けるサービスを実施し、不安の解消に努めているところでもあります。現在取り組みを進めています独居高齢者サポート事業では、独居高齢者の把握に努め、その中で見守りを希望する高齢者に対しボランティアである見守りサポーターによる声かけやさりげない見守りなどにより安否の確認を行っていくものであります。介護健康推進課におきましては、各種相談の受け付けや介護保険制度を活用した個人に合ったサービスの提供を行っているところであり、これらの事業の活用を進め、高齢者の方々が安心して暮らしていけるよう、さらに事業の充実や各種介護施設との連携を図った中で市民に施設の紹介を行っていきたいと考えております。

いずれにしましても、独居高齢者の支援は身近な存在である町内会の方々の力添えによるものが大きく、日ごろから地域とのかかわりが疎遠になることのないよう良好な関係を保つことが大切でありますことから、今後も町内の方々に理解と協力をいただけるよう町内会長並びに民生委員、児童委員を通じ、互いに持っている情報で提供が可能な情報を提供し合いながら、支援に取り組んでいきたいと考えてお

ります。また、地域によりましては、町内会、医療機関、商店などが連携を図り、地区の高齢者への声かけや相談を受ける活動をし、地域全体で高齢者を支える取り組みを行っていただいておりますので、これらの活動が市内全域に広がっていくことを願っているところでもあり、今後働きかけをしていきたいと考えております。

地域で高齢者を支えていく中では、若い世代の方々の理解と協力も必要なことから、現在地域包括支援センターが中心となって取り組んでいる認知症の方並びにその家族の支援を行うサポーターを養成する認知症サポーター養成講座に若い世代の方々にも参加していただき、認知症や高齢者への理解を高め、それにより地域全体で高齢者を支えていく体制につながる一つのきっかけづくりになるようにしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 大綱4、産炭地基金の活用と新たな基金の創出についてお答えさせていただきます。

空知産炭地域総合発展基金につきましては、地域振興に資する公共事業整備に対する基盤整備事業と企業振興により地域を活性化する新産業創造等事業がございますが、ご質問の趣旨である基盤整備事業の基金の取り崩しに関しましては、平成23年12月までの時限となっているところであります。当市といたしましては、基盤整備事業の取り崩しについて市民生活に直結する事業、今後財政負担が確実に見込まれる事業を優先的に選択し、議会の議決をいただき、地域振興のために有効に活用をさせていただいたところでもあります。平成21年度までの取り崩し総額は3億7,420万円となっており、厳しい財政状況下において大変貴重な財源となっております。時限まで残りわずかな時間となってまいりましたが、第5次赤平市総合計画の推進に資する事業を中心に、今後も有効かつ効果的に活用してまいりたいと考え

ているところであります。

また、議員ご質問の中に駅裏整備のお話がございましたが、現在ご活動いただいている団体もございまして、炭鉱遺産に関連する団体、一方ではそれらに属さない違った視点からの市民にもご参加をいただき、広い視点から将来計画をどうすべきかについてしっかりと議論してまいらなければならないと考えております。そうした意味では、必要となる事業費の財源として産炭地基金ありきではなく、地域政策補助金や過疎債等、他にも有利な財源活用が可能と思われまますので、十分に時間をかけて方向性や計画を策定していくことが重要であると考えております。

また、新たな基金の創出といったお話もございましたが、ご承知のとおり産炭地の市町に限らず全国的にふるさと納税に関連する基金を設置し、本市では大変多くの方にご寄附をいただいている実績もございまして、行政として新たな基金を設置することは難しい時期にあるのではないかと考えております。しかし、議員が言われる新たな発想というのも今後大事なことになってまいりますので、行政が主体となるのではなく、行政と住民が知恵を出し合い、何を目的として何をポイントをつけ、まただれがそのポイントを負担していくのか、また最終的にだれが設置すべきかなど、住民からの貴重な資金を協力願うには慎重を期して協議し、判断する必要があると考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 植村真美さん。

○8番（植村真美君）〔登壇〕それぞれのご答弁内容を確認させていただきました。再質問はございませんが、財政再建のための一つの壁は乗り越えたものの気を緩めることはなく、引き続き財政安定を目指していただくとともに一緒に市内の明るさ、元気をふやすための赤平独自の政策も市全体で積極的に具体的に考えていただきまして、実行に移していただきたく考えております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序4、1、消防行政について、2、火葬場について、3、赤平市中小企業振興資金支払い期間延長について、議席番号7番、太田常美君。

○7番（太田常美君）〔登壇〕通告に基づきまして質問させていただきます。ご答弁のほどよろしくお願いたします。

大綱1、消防行政について、①、消防本部の建物についてお伺いいたします。現在の消防本部は、泉町の旧国道38号線沿いのインテリアヨネタさんに隣接して建てられておりました元消防番屋で、老朽化が激しく、昭和36年11月に現在の大町1丁目5の25に丸金佐々木建設株式会社の施工で新築されました。構造は、鉄骨とコンクリートづくり2階建てで、延べ面積は927.63平方メートルで約281坪であります。しかし、その消防本部も建設後47年も経過しており、老朽化どころか建築物としての寿命が尽きようとしている状態であり、消防行政にも支障を来すと思います。この数年にデジタル化されたとしたら、屋根の上に重たいアンテナを設置できるかどうか疑問が残ります。

一昨年11月14日の北海道新聞に道が素案している消防本部21に集約ということが掲載されておりました。当然赤平市も道消防広域化推進計画のもとでやがて統合することになるのでしょうか、この記事の中で管轄区域を広げて本部機能を統合することで運営を効率化し、職員の現場への配置をふやして救急業務の専門化などを進めるほか、財政規模の拡大を図ることで高度な機材の導入を可能にすることがねらいだとあります。国が都道府県に対して消防本部の広域化をつくるよう求めたことを受けた措置で、道は集約化の枠組みを医療福祉行政で定めている第2次保健医療福祉圏を基本に定めたものであります。赤平市を初め管轄人口が10万人未満の本部が全体の9割を含め、今後高齢化が進めばますます救急出勤回数もふえ、さらに人口減に拍車がかかり、赤平市総合計画より早く人口減が訪れるのではないかと最も心配になるところであり、そのことで消防職員が

減らされることのないように必要最低限の職員確保が大事だと思います。

さて、消防本部の建物であります。以上のように国から広域化を求められ、それを受けた道はいつの時期に広域化するのかまだ発表しておりません。本州と違い、国が広域化を求めてきても北海道は面積が広く、簡単に広域化にしてすぐそれが機能するとは思いません。素人の私でもわかります。問題は、47年以上もたっている消防本部の建物です。現在の半分規模に縮小して、赤平市庁舎に隣接して建設することなどは考えられないでしょうか。近隣市町村でも市庁舎や役場などと一緒に建設しているところよく見かけます。将来広域化になってもならなくても消防本部、署は絶対に必要であると思います。現在の消防本部が建設されてから47年以上も使用され、既に限界に来ていると思います。今後デジタル化されていく中で、さまざまな機材や設備等が設置され、それらを活用していかなければならない時期が来るとは思いますが、現在の消防本部の建物がこれだけ老朽化していることを考えれば、10年も20年も待たられる状態ではありません。北海道の支庁再編や市町村合併などを考えたら、とてもこの5年、10年くらいのうちに実現するとは思えません。あついう間に60年を超える建物になってしまいます。30年以上前と現在では、同じ規模の建物でも新しい建築方法で耐用年数や耐久年数が全く違い、耐震構造も違います。近い将来市民の安全と生命を守る消防業務に支障を来す前に何とかしていただきたいと考えるものでありますが、答弁のほどよろしく願いいたします。

②、消防団各分団詰所についてお伺いいたします。赤平市には、平岸から文京町まで合わせて3つの消防施設があります。第1に、平成16年4月に平岸新光町1丁目30の4に移転新築された平岸分団詰所があります。2カ所目は茂尻分団詰所であり、3カ所目の場所は文京町分団詰所で、西文京町4丁目2の8にありまして、文京分団詰所は木造モルタル一部2階建てで建築してから38年も経過しており、壁板

やモルタルなどがはがれ、断熱対策などはほとんどされておりません。先月11月24日の北海道新聞に消防団員足りない大きな見出しで掲載されておりました。具体的な内容としては、今北海道では地域の防災活動を担う消防団員が慢性的な消防団員不足に悩まされている。そして、定員割れしている。定員割れしている消防団は全体の9割を超え、団員数も道内全体で約2,600人足りない計算で、担い手となる若い入団者の減少が要因で、有効な打開策はなく、高齢化も進む一方であり、関係者はこのままだと大規模災害時の対応に影響が出かねないと危惧しているとの内容であり、北海道新聞の調査では定員割れの原因は少子高齢化と若者の消防団離れだ、若者に声をかけても仕事や趣味を理由によい返事がもらえないと団員確保の難しさを指摘。消防協会によると、サラリーマンに比べ時間的な融通がきく農業者や自営業者の後継者不足も要因だが、そのほか親が危険な災害現場に自分の子供を行かせたくないに反対する例もあるといえます。団員不足に歯どめをかけようと消防庁は、2005年災害時の救助や負傷者の応急処置など特定の活動に限って消防団活動に参加する機能別消防団員制度を創設、ただそれでも消防団員は集まらず、道内での導入は十勝管内士幌町と渡島管内七飯町の2消防団にとどまっております。北海道消防協会では、今後集中豪雨が頻発するなど大規模災害の危険性が高まっており、消防団員の確保は急務だと強調しており、北海道教育大学の佐々木貴子准教授も子供のころから地域で支え合うことの大切さを地道に教えていくことが重要と話しております。赤平市もまさしく消防団員が不足で、その確保に懸命で、市内各企業や関係各所、団体を回っていることと思いますが、今市役所や消防本部、消防団では団員確保のためできる最大限のことは何か、そして今現在いる団員の皆さんに対してもその苦勞が報われるようなことも考え、さらに分団詰所の住環境も考えてあげなければ消防団員の確保も難しいものがあるのではと思います。先ほども申し上げましたが、平岸から文京分団詰所まで自分の目で確認し

てまいりました。今後消防団員の確保、増員を図るためにも文京分団詰所の環境整備が早急に必要だと思いますが、開口部を断熱窓に取りかえたり、床、壁、天井等断熱工事をして中途半端に増改築の経費をかけるよりは、時期を見て新築工事が必要ではないかと思いますが、考えをお聞かせください。

大綱2、火葬場について。火葬場についてお伺いたします。昭和20年代に青葉団地付近に新設されました火葬場は、赤平墓地と併設して利用されてきましたが、木造建築のため老朽化が激しく、昭和48年に赤平葬斎場として西豊里315番地に鉄筋コンクリートづくりで新築され、30年間にわたり使用されてきたために1年か2年置きに炉の耐火レンガの修復や取りかえに数千万の経費がかかり、炉が4基ですとかかる維持管理費も4倍で、赤平市の場合その他水回りやさまざまな事情もあり、平成16年に赤平葬斎場を閉鎖されました。その後今現在滝川市にお世話になり、現在に至っているわけではありますが、あくまでも受け入れ先の都合により葬儀及び出棺時間が決められ、遺族、親族がさまざまなことで窮屈な思いを強いられているとの多くの市民の声であります。しかし、滝川市もまた新十津川町や雨竜町などの受け入れをしており、調べたところ滝川市、新十津川町、雨竜町合わせて年間500人以上の受け入れをしているとのことであり、そこに赤平市の分が年間200人以上加わり、合計すると700人以上滝川市の火葬場が1市で受け入れ、その責務を全うされているということでもあります。しかし、滝川市の火葬場も昭和51年に建設され、30年を超えており、隣の芦別市も平成元年に建設され、約21年たっており、大分老朽化してきております。一番新しい砂川市の火葬場も平成7年に建設されておりますが、13年以上使用されております。しかし、歌志内市や上砂川町、赤平市にも現在火葬場はありません。私も立場上葬式や通夜の式に数多く出席させていただいておりますが、市民の声の中にごみ焼却を歌志内市中心に広域圏で進めているエコバレー歌志内のように、将来火葬場についても5年か10年のうちに広域

圏で考えることはできないかという意見も出ておりますが、この問題に対しても広域圏で幅広く考えることができるかどうかお聞かせください。

大綱3、赤平市中小企業振興資金支払い期間延長についてお伺いたします。赤平市の中小企業振興資金は、運転資金100万円以内、設備資金200万円以内で、返済期間は運転資金で2年以内、設備資金で3年以内とありがたい制度であります。昨年来アメリカ発の金融破綻により世界じゅうの金融や経済が悪化しており、日本においても円高ドル安で、物価は安いけれども、商売としては成り立たないというようなデフレスパイラル現象を起こしており、100年に1度という厳しい経済の流れの真ただ中におります。その中で、銀行の厳しい審査の中借り入れをすることができない、また日本政策公庫の返済が半分に満たなく借りかえもできない、さらに政府の緊急経済対策も年末年始には間に合わない、春以降になるのではないかと連日のテレビや新聞のニュースで報じられております。そのような状況の中、たとえ50万でも100万でも借りることができたらと思いついて商売をしている経営者が多数おります。最後の頼みの綱は、赤平市の中小企業振興資金であります。市内の建設業者や商店街など自分で商売をしている人や会社にとっては、従業員のために何かよい資金繰りがあるかどうか思いあぐねております。運転資金2年以内、設備資金3年以内と返済期間が短く、月の返済金額が多くて苦しい、そして厳しいとのことであり、何とか自分の会社や従業員を守るために返済期間を5年間にしてもらうわけにはいかないだろうか、今現在借り入れをしている月々の支払いにそれを加算したらかなりきつい、そして苦しい、会社や店を倒産や閉店にしたくない、そのためにも返済期間を両方とも5年返済に期間延長していただけないかとのことでもあります。例えば100万円借りて2年間で支払うと24回で、月の返済が利息を合わせて約4万2,000円を超えてしまいます。しかし、5年間の支払いで、すなわち60回返済ですと利息つけても月に1万7,000円くらいの返済で済みま

す。今政府の緊急経済対策援助資金を当てにして待っていると、日本全国の中小零細企業ばかりでなく、赤平市の中小零細企業や商店のためにどうか早急に赤平市の中小企業振興資金の返済期間延長のことを何とか考えていただけないのでしょうか。ご答弁をよろしく願いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 中村消防長。

○消防長（中村高庸君） 大綱1、消防行政について、①、消防本部の建物についてお答えさせていただきます。

初めに、消防本部庁舎につきましては、昭和36年6月に落成し、その後2年の増改築を経て現在に至っておりますが、建築後48年が経過していることもあり、定例会、常任委員会などで幾度となくご質問をいただいているところであります。本庁舎の老朽化は著しく、建てかえの時期を迎えていることは十分認識しておりますが、一方では議員ご承知のとおり目前には消防の広域化について難問が山積しており、道が示している広域化の対象となる中空知管内の消防広域化の進展状況によって本市消防本部の形態がどのように変化するのか不透明な状況の中で建築は時期尚早と考えております。今後広域化の動向を十分見きわめた中で庁舎問題を検討してまいります。

次に、消防庁舎の建設位置を市庁舎隣接してとのご質問につきましては、消防は火災、救急、災害などが発生したときには昼夜を問わずサイレンを鳴らし、消防車両が出動しますし、訓練、作業などの際には騒音も発生することから、新たな建設位置に住宅などが隣接している場合には住民のご理解も必要となります。また、訓練を行うための敷地の確保、広域化による出動態勢の見直しなども考慮した上で建設位置の選定を進めなければならないことから慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、消防救急無線がデジタル化された場合に老朽化した消防庁舎屋上にアンテナを設置できるかにつきましてご心配をいただいておりますが、無線の

デジタル化を進める際にはまず市内全域を対象に電波伝搬調査を実施し、デジタル波の受信効率が最もよい位置にアンテナを設置することになりますが、消防庁舎の建設が行われない中で現庁舎付近がアンテナの設置に適した位置となった場合であっても、庁舎屋上に設置することなく鉄塔によるアンテナ設置も可能でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、②、消防団各分団詰所についてお答えをさせていただきます。文京分団詰所につきましては、昭和43年6月に落成し、豊里分遣所として運用が開始されたところであり、地域住民を火災など災害から守るため消防団の活動拠点となる分団詰所の役割は大変重要であると考えているところであります。建築後41年が経過した庁舎は、老朽化が著しいところであり、施設の改修や建てかえは従来からの懸案事項でもあります。このことから今後本市の財政状況を勘案しながら、平成24年度の新築を目指し、検討、計画を推し進め、さらなる消防団活動の充実を図り、消防団体制の整備強化に努めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 大綱2、火葬場についてお答えいたします。

現在動物の焼却施設として使用しています旧赤平市葬斎場は、昭和48年度から火葬業務を行ってきた施設でありました。その後、火葬業務の稼働率の低下や老朽化による経費の増大などを考慮し、平成16年度より中空知衛生施設組合に加入をし、現在は滝川市にあります滝の川斎苑でその業務をとり行っているところです。ご指摘にもありましたとおり、赤平市が加入をしたことによりまして年間200件以上の火葬業務がふえましたことから、多少なりとも業務が混雑する場合もございます。平成20年度の実績を報告いたしますと、友引の日などを除いた年間稼働日が302日間であり、総火葬件数は881件ございま

した。また、施設内には4つの炉が備えられていますが、1日に5件以上の火葬業務がありますと希望時間に沿えないケースも現実的にありまして、火葬が5件以上重なった日が年間49日間ございました。さらに、この施設は昭和51年度に建設されていますので、30年以上が経過し、建物も老朽化しつつあるのが現状であります。

火葬場の今後の展望についてですが、将来的に改築等の必要性があることは認識しておりますし、同組合の構想では改築等の時期が来た際には市町村の枠組みなども十分考慮し、適切な施設の建設、運営をしていきたいとの考えであります。赤平市も同様に考えております。

以上が火葬場に関する経過や現状及び将来展望等についての考え方でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱3、赤平市中小企業振興資金支払い期間延長についてお答えいたします。

議員が言われますように、昨年の金融破綻により全国的な景気低迷と円高ドル安による低価格競争が激化し、デフレ現象が続いております。企業の利益幅が圧縮されておりますことから、賃金の抑制を余儀なくされ、消費低迷に拍車がかかっており、全体に景気回復に至っておりません。こうした現状から、当市におきましても例外ではなく、中小企業を初め市内事業者の厳しさは一層増しており、緊急保証制度の貸し付けも年末になるつれ認定件数もふえている状況にあり、資金繰りの厳しさが浮き彫りになっていると認識しております。

さて、赤平市中小企業振興資金につきましては、昭和50年7月に条例を制定し、これまで多くの中小企業者並びに特に商店街など小規模事業者におきまして活用いただいている少額で短期の貸付制度であります。しかしながら、現在の景気低迷や緊急保証制度の貸し付けなどにより、平成17年度を最後に活用がない実態であります。当市におきましてもこの

活用がない現状とあわせて、また市が代位弁済することとなっておりますことから、本制度の見直しや是非も含め検討してきたところでありますが、いましばらく推移を見守るとしたところであります。

このような現状を踏まえた中、返済期間の延長についてであります。厳しい経営状況の中、利便性の向上を図るといふ点や資金繰りの大変厳しい実態も理解いたしますことから、運転資金5年以内で500万円以内の融資ができる赤平市中小企業融資制度も含め、特に小規模事業者の方々のニーズの把握などもあわせて中小企業相談所など関連機関と連携を図りながら、当市の金融施策全般にわたり検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 太田常美君。

○7番（太田常美君）〔登壇〕大綱1、2については、中長期的な問題もありますので、これは前向きに、かつ迅速に対応していただきたいと思います。

大綱3であります。このことにつきましては来年度の経済効果とか、またいろんな事業絡みでもって見えない部分がありますので、できれば今から来年の年末に向けて50万でも100万でも、最後のとりでとして、条例を改正するなどして、2年を5年払いにということで前向きに検討していただきたいという要望です。

以上で一般質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 質問順序5、1、エルム高原施設の運営管理について、2、住友地区共同浴場について、議席番号6番、北市勲君。

○6番（北市勲君）〔登壇〕通告に従い、2点についてお伺いいたしますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたしますを申し上げます。

大綱1、エルム高原施設の運営管理について、①、来年度以降の指定管理者についてお尋ねをいたします。赤平市は、平成20年度の決算をもって問題のあった連結赤字比率が13.10%ということを達成し、

最大目標でありました再生団体の回避は確実なものになりました。しかし、赤平市の財政の中で市立病院の資金不足率が81.2%となっており、健全化基準の20%を大きく上回っており、まだまだ健全財政にするための努力が必要な状況となっております。

そこで、赤平市の財政に大きな影響を与える施設としてエルム高原施設がございます。この施設は、赤平市の数少ない観光資源の一つであり、現状の運営管理においては将来赤平市に大きな負担になるのではないかと一抹の不安を感じている一人でもあります。平成18年度より指定管理者制度を活用し、エルム高原の活性化と経費節減のために管理運営を業務委託しております。しかし、指定管理者制度が導入されても、そのときは平成18年度利用者人数が18万8,042人ありました。しかし、20年度では15万7,811人とこの3年間で指定管理者制度を導入したにもかかわらず3万人近い人が減ってきていると。平成14年から見れば約27%の人が減ってきていると、利用者が減っていると。なおかつこの3年間で毎年5,000万円近い市民の血税が注ぎ込まれていると。その費用対効果は見るべくもなく、非常に残念に思っております。私どもは、このような状況を改善すべく、平成20年度3月で契約の切れる指定管理者業者を次に迎えるべき新しい指定管理者業者を迎えるに当たって企画コンペを導入した指定管理業者を公募してはいかがかということをおっしゃってまいりました。しかし、残念なことに赤平市の財政事情が大変厳しくなり、平成21年4月より1年限りということでの指定管理者が従来の業者と契約をされたこと、ということでございますけれども、残り3カ月、この中でこの1年間の新しく契約された指定管理業者の成果というものがどのようなものがあったのか、あればお聞かせ願いたいと思います。

また、来年4月からの新しい指定管理者と契約されるわけですが、昨年の質問で企画コンペを導入した公募を検討していますと非常に前向きな答弁をいただいております。来年度の契約に向けていろいろと作業も進んでいると思いますので、どのような状

況になっているのか現状をお聞かせ願いたいと思います。

②、保養サービス事業についてお尋ねをいたします。保養センターにおける保養サービス事業は、65歳以上の高齢者を対象にした健康維持のための入浴として、月1回500円の入浴料を無料にして12回提供していると。高齢者にとりましては、入浴を楽しむという意味で大変有意義なすばらしい事業であると思っております。しかし、この保養サービス事業はなぜ商工費の中で見られているのか。このサービスというのは、高齢者の方々の健康維持のための事業であるのであれば、むしろ民生費か衛生費の中で見るべきではないのかなと、そのように感じております。考え方があればお聞かせを願いたいと思います。

さらに、赤平市に住んでいる65歳以上の方々が全員がこの恩恵に浴しているかということ、そのようには伺っておりません。保養センターの送迎の車に乗れる者、あるいは自分で行ける者、この方々は恩恵に浴していますけれども、この2つのことに対応できない高齢者の方々は全くの恩恵に浴さない。非常に不公平なサービスであると。これについて私も聞いておりますので、どのようなになっているのかこの説明もお願いをいたしたいと思っております。

大綱2、住友地区共同浴場について、①、入浴料金についてお伺いをいたします。住友地区共同浴場は、お風呂のない住宅に住まわれている住友地区の方々に保健衛生の確保といやしの場の提供として、市が直接運営の形として平成元年利用が開始され、現在まで21年間利用されている。また、廃止になりましたが、住友リフレッシュセンターも平成6年より平成19年までの14年間続いており、地域の方々にとっては大変喜んでおられると聞いてもおります。

そこで、この入浴料金についてお伺いしますが、公衆浴場の入浴料金というのは北海道公衆浴場入浴料金統制基準がありまして、1回当たりの入浴料金が決まっております。現在大人は420円、それから中人140円、小人70円と、このように3段階で決め

られているわけですが、大人の料金につきましては平成16年、17年、それから18年、19年と段階的に値段は上がっておりますけれども、現在は420円と。このように住友共同浴場も1回券についてはこのとおりのお金をいただいて運営されていると。ここは問題ないのですが、ここでお聞きしたいのは回数券の件であります。先ほども申し上げましたように、住友共同浴場というのは営利を目的としない、あくまでも地域住民の方々に保健衛生の確保のために提供された浴場であると。にもかかわらず非常に格安な回数券を発行し、入浴1回当たりの料金を北海道公衆浴場入浴料金統制額よりも大幅に安くして利用してもらっている、利用しているといえますか、このような状況にする必然性は何があるのか。今は公衆浴場ありませんが、今まであった公衆浴場の料金は皆さん利用した方々はすべて大人は420円で統制料金で利用しているのです。なぜ住友のところだけがこんなに安くするのか。計算してみますと、16年から今まで1回当たりの差額が120円から145円まであります。直近の5年間の利用された人数でこの差額を計算すれば、年間当たり平成16年度で1,420万円、17年度では1,194万円、18年度、1,200万、19年度、1,260万、昨年は990万と、この5年間で6,080万円ほどの多額のお金がサービスになっていると。平均すれば年間1,200万円です。この金額は、赤平市が再生団体回避のために赤平市民1万3,000の皆さんに協力をお願いした水道料5%の引き上げ額に相当する金額なのです。このことは、言えば回数券を利用した、名を使った特定地域の特定の人のための助成でないのかと。非常に極めて不公平な行政サービスであると私は考えております。今赤平市は、再生団体の回避のために市職員の給与、それから軽自動車税の税率アップ、さらに公共施設の休止、廃止と市民に多くの犠牲と協力をお願いしております。そういう意味からいえば、この偏った行政サービスは許されるものではないと、このように思っておりますけれども、ひとつ住友地区の方々にはやはり公正な料金を払っていただいて、そして早急に公平な

サービスに戻すべき、改善すべきではないかなと、このように思っておりますので、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（獅畑輝明君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 大綱1、エルム高原施設の運営管理について、④、来年度以降の指定管理者についてお答えいたします。

地方自治法の改正により、営利企業やNPO法人、地域団体などを含む民間事業者、民間活力的な活用ができることになり、公の施設の管理運営が柔軟に行えることになりました。ここ数年観光客の入り込み数につきましては、長引く景気の低迷と人口の減少、余暇時間の活用の多様化など、さまざまな要因により全体的に減少傾向にありました。また、平成21年につきましては、まだ年度途中でありますが、保養センターでは新年抽せん会や地元有志による歌と踊りを交えた14周年記念イベント、北海道キャンピングカーフェスティバルでのパンフレット配布、宣伝活動等に加え、らんフェスタや火まつり、各地区の盆踊りなどのイベントに協賛し、割引券や入館券の提供をするなど利用客拡大を図り、老人クラブ、各市民団体などについてはお盆や忘年会時期などの宴会などの各種サービスのお知らせを行い、固定客の増に向け努力してきた次第であります。また、オートキャンプ場では例年より早くゴールデンウィーク前にオープンしたにもかかわらず、6月、7月の繁忙期に長雨が続き、8月は週末がほとんど雨という天候の不順により、利用者は前年度と比較すると減少しております。しかしながら、9月以降には保養センターで692人、ケビンでは47名、10月にはそれぞれ764名、67名と前年比より利用者が増になっております。また、冬期間には休日、祝日に比べ利用が少ない平日の利用についてケビン村の冬期特別料金を設定し、平日の利用客の増を計画しております。また、例年行っております保養センターの新年抽せん会も来年は1月3日まで日数をふやして実施する予定であります。また、このように地道な運営

努力はされているものの、直接効果的な利用客の増につながらないさまざまな要因について現在分析評価を行っている最中であります。また、数少ない観光施設である保養センターと公園的要素が強い家族旅行村、利用される季節が限られているオートキャンプ場など、施設運営にかかわるさまざまな課題を整理し、検証するにはさらに時間を要する状況にあるのが実態でございます。

次年度以降の指定管理者委託事業のあり方につきましては、方向性を見出す判断材料や分析にしばらく時間をいただき、検証結果をもとにして検討を重ねて、最終的な判断をしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

続きまして、②、保養サービス事業についてお答えいたします。保養センターの開設に伴い、市内に居住する市民の健康増進及び利用拡大を目的として平成10年より実施され、高齢者の交流と生きがいの場づくりとしても利用されております。対象者は、市内に居住する65歳以上の市民で、現在は本人の申し出により保養センターで住所及び年齢を確認した後、保養サービスカードを交付し、対象者本人のみ月1回保養センター施設を利用できることになっております。また、以前ふれあいホール入浴施設の利用に対する老人保養券も交付しておりましたが、設備の老朽化により財政健全化計画において平成19年9月の末で施設を閉鎖しているところでございます。今後についてもこれまでの背景と実態を踏まえた趣旨目的ののりつった予算計上をし、一層市民の方々に喜ばれ、施設を有効利用されるよう努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 大綱2、住友地区共同浴場について、①、入浴料金についてお答えをいたします。

共同浴場の運営目的につきましては、保健衛生面の配慮や福祉増進を図ることであります。現在運営を行っています住友地区共同浴場につきましては、

前施設の老朽化やこの地区に建設されています改良住宅すべてに浴室がないことなどを考慮し、平成元年4月より業務を開始し、今日まで住友地区の住民の皆さんに長く利用されており、地域の重要施設として十分定着されているものと認識をしております。

次に、住友地区共同浴場の利用状況とその周辺の改良住宅の状況や公衆浴場及び他の共同浴場についてここ10年ほどの状況をご報告いたします。福栄地区は、平成11年度から改良住宅の建替事業が行われており、現在も進行中であります。建替事業が始まる前の平成10年度の利用者数は、平成6年度から平成16年度までの間運営を行ってきました住友地区リフレッシュセンターの利用者数も含めまして年間延べ人数で約22万1,000人の方々が入浴されておりました。平成20年度の利用者は延べ人数で約8万8,000人であり、建替事業が始まる前の40%ほどの利用率となっております。また、一般の市民の方が利用できる公衆浴場についてですが、茂尻地区と文京地区で営業されておりました民間の施設が建物の崩壊や赤字運営が続いていたことから、ともに現在は廃止をされております。また、市の施設でありましたふれあいホール浴場や地域で運営されておりました豊里地区共同浴場につきましても、施設の老朽化や利用者の減少などにより廃止をしております。

次に、住友地区共同浴場の運営状況や入浴料金についてですが、さきに述べましたとおり、一時期住友地区に2つの共同浴場が存在していましたが、利用者数の減少が続いている中で2つの共同浴場を運営していくことは財政的にも厳しい状況下にあり、毎年赤字決算が生じておりました。このことから、地域住民の皆さんと協議を続けてきたところですが、平成15年度に入浴料金の改定を実施し、平成16年度末でリフレッシュセンターの廃止を行いました。さらに、20年度で再度入浴料金の改定を行い、ここ3年間は黒字決算を確保している状況にあります。

また、入浴料金の設定についてですが、現在多くの公衆浴場が加盟しております北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が設定しております北海道統制料金

が平成20年8月11日から大人390円が420円になり、30円の増額となったところであります。住友地区共同浴場の入浴料金は、同組合の統制料金の制約を受けるものではありませんが、ほかの公衆浴場が存在していた時期と同様に1回券につきましては同額に改定を行ったところであります。ご指摘のありました回数券についてですが、平成21年1月までは大人11枚つづり券2,700円でしたが、平成21年2月から大人10枚つづり券3,000円に改定をしております。改定の趣旨であります。旧回数券は11枚つづりでしたが、そのうちの1枚はおまけ的に感じられるとの意見があったことを踏まえ、今回の改定では10枚つづりとさせていただきます。さらに、1回当たりの入浴料金についてですが、旧料金約245円を300円に改定したことから約55円の増額となり、北海道統制料金を上回る改定を実施したところであります。しかしながら、住友地区共同浴場の回数券は、北海道統制料金に比べますと安価である状況に変わりはないところであります。

最後に、住友地区共同浴場を運営するに当たっての市の考え方ですが、共同浴場のあり方や入浴料金の改定などを初め、今後もさまざまなことで地域住民の皆さんと協議していく必要性が生じると思われまので、今回ご指摘を受けた点も十分念頭に置きながら今後の検討課題とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（獅畑輝明君） 北市勲君。

○6番（北市勲君）〔登壇〕それぞれの答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

まず、エルム高原の保養サービスの件ですが、ただいま課長さんのほうから本人の申し入れでもってこの恩恵を受けるか受けないかと。本人の申し入れて、本人の申し入れは現場に行かなければできないというのはこれは不自然な話だと思いませんか。これは、やっぱり不公平きわまりないことなのです。これについてももう一度どういう考えでこういうことになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、住友共同浴場、平成20年度私ども委員

会で審議しました。北海道の統制料金よりも高い値上げだというけれども、もともとが安いのです、値段が。これ390円が420円、高いといったってもともと安いのです。それから、住友共同浴場が公衆浴場の対象にならないと今ありましたけれども、しかし今はなくなりましたけれども、ふれあいホールのおふろはでは公衆浴場の制限を受ける施設なのですか。あそこの料金は、きちっと統制料金であそこを利用する方々に入ってもらっているのです。今の答弁どうも腑に落ちません。そう思いませんか。あそこが値段が安いから、高いから納得するような話ではないです、これは。もともと安いのです。ふれあいホールのおふろは、あの地区だけでなく、スポーツセンター、ふれあいホールを利用する多くの地区の方々が利用されているのです。そこはちゃんと420円、統制料金で払ってもらっているのです。矛盾感じませんか、このことについて。こんな答弁では答えになりません。ちょっとお答え願います。

○議長（獅畑輝明君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 1点目の保養券の関係で不公平だということですが、これはあくまでも制度上、制度と申しますか、ご利用いただくためには申請と申しますか、申し出によって利用いただいているということですが、似たようなものは他にも、やはり福祉関係でもそれぞれ手続をして制度を受けるというのが結構ございまして、そのためには申請というか、申し込みをしていかなければならぬというのは結構ございまして、本当は全部自宅まで行って、この保養サービス券要りますか、要りませんかと出向けば公平かもしれませんけれども、これはなかなかそこまでは難しいということで申し出によってやっている。したがって、ご自分で来れないという方いらっしゃると思います。そういう方がご家族だとか周り、それではそれでできない人どうするのだということですが、これは方法については今後検討させていただきますが、そういう面で単純に私どもは差別をしているとか不公平な扱いをしているという発想は根本的に全くございま

せん。この種の申請、申請と言えば役所言葉になりますが、申し出いただくということはほかにも結構ございますので、ここだけを指してこういうやり方は不公平だということは私は、確かに一見そういうふうに思えますが、他にもこういうことございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。ただ、趣旨が趣旨ですから、これについてはもっと改善の余地がないのか、近くへ行ってできないのか、こちら辺の改善の余地はあろうかと思いますが、全員がというのはこれはなかなか難しいことでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、住友の公衆浴場ですが、そもそもがスタートは閉山対策だったということをご理解いただけると思いますが、当時会社が福利厚生としてやっていたものをふろがなくなったので、市が肩がわりしてやったということと、それはかつてはただだったと思います。したがって、経過的に安くスタートしたのではないかというふうに思われますが、私も市民部長としてこの協議を担当して、幾度となく地域の方々とは料金改定についてお話し合いしたこともございますが、これはあくまでももうけるというものではございませんでして、受益者負担ということだと思います。料金は。したがって、先ほど課長が答弁申し上げましたように今は黒字状態になっておりますので、例えば上げるとするならば地域の方々に何で上げるのかという説明をしてまいらなければなりません。したがって、現状何とか黒字を保っているとするれば、これは私はやはり安い料金で入っていただけるのであれば、収支が合っているのであれば、それは私はそれで結構ではないのかなと思います。ただ、これからそれではいつまでもいいのかということになりませんので、これはやっぱり経営状況、収支を見ていかなければなりませんし、いずれ利用者が建てかえによって減ってまいりますので、維持できなくなるということは目に見えておりますので、当然また料金改定ということになってまいりますし、徐々には統制料金と近づいてきているということになりますが、そういう経過があつてきてい

るということで、決して私ども住友地域に住んでいる方だけに安くという、いわゆる差をつけて安くしているという発想は全くございません。と同時にご承知のように茂尻、文京、若木方面に公衆浴場がなかったということで、現在両地区の方々には市のバスを出して、住友の方と同じ料金でご利用いただいております。その数は圧倒的に比率は少ないわけですが、したがって住友の方々だけに安くということではございません。したがって、私どもは先ほど申し上げましたように安くいいのだということはもちろんございませんけれども、ただ現状赤字ではなくて何とか黒字を保っておりますので、現状これでやっているということで、いずれやはり利用者は建てかえでまた、ペースは前より遅いですが、再開します予定をしておりますので、利用者は減っていくということになりますと当然料金改定の時期が来ると。そのときにどういう改定するかというのは、また利用者の状況、そしてどの程度経費を要するか、そういうことを見ながら料金設定をしているということですので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（獅畑輝明君） 北市勲君。

○6番（北市勲君） [登壇] どうもありがとうございました。市長さんから市の考え方、それから今までの経過も含めてお話ありましたけれども、まずエルム高原につきましても、やはり見方によっては差別サービスなのです。これが民間業者である指定業者がやる分については営業政策ですから何にも文句言わないです。これは市の予算でもって見るところに問題あると私は言いたいです。ぜひ新年度から新しく指定業者が決まります。新しい企画で利用者をふやしていただいて、あのエルムの山が、高原が活性化されることを期待したいと思えます。

それから、住友のおふろの件ですが、ただいま市長さんからいろいろと経過の中で赤平市の考え方を聞きましたけれども、閉山対策といえば閉山対策なのです。しかし、閉山したのは平成6年です。それで、おふろは平成元年からやっているのです。これ

は、それを言うと言弁になるのです、やっぱり。閉山対策、それは何も私どもは閉山対策だめだと言っているのではないのです。平成6年に住友が閉山したのは皆さんご存じです。だけれども、おふろは平成元年からやっている。閉山前からやっている。確かに一企業の福利厚生施設として、住友で働く方々には無料で入浴をされていたと思います。そういう意味での激変緩和みたいなものは考慮しても、やはりちょっとそういう矛盾があるのではないかなと。もう一点、今は茂尻、文京におふろがないから、安い料金で入ってもらっているというけれども、ないから行くのです。あれば行きません。文京町に仮に民間があっても420円払って入ります。私は、何もあの施設をなくせだとか、余計な金をもらえなんて言っているのではないのです。赤平市民1万3,000がみんな平等に行政サービスを受けるべきだと、そういうことを言っているわけで、いろいろとこれからお話のように改善していかれるということであれば、希望するのは来年度の予算編成の中でこのことが市としての考え方がきちっと出せるような数字が出てくれば非常にありがたいなと。そのことを要望して、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 暫時休憩いたします。

（午前11時36分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序6、1、市立赤平総合病院の問題について、2、第5次赤平市総合計画（活き生きプラン21）について、3、教育問題について、4、新ごみ焼却施設について、議席番号4番、宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君）〔登壇〕 一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

大綱1、市立赤平総合病院問題についてお伺いします。①、公立病院赤字の根本原因について。私は、まず自民公明の小泉構造改革路線が医師は多過ぎる

など医師、看護師養成を削減、さらに社会保障をこの6年間で1兆3,200億円、毎年2,200億円を一気に削減したこと、また患者負担増によって受診抑制、重篤化させ、さらに診療報酬削減により多くの全国や北海道、当市の公立病院の経営はますます悪化、破綻を進めてきたのではないかと思います。ご認識をお伺いしたいと思います。

以下、特別講演北海道の地域医療問題と打開策からお尋ねします。②、道内の医師、看護師数について。北海道の医師数は、全国平均では多いと言われていますが、人口比を10万人だけでは正確ではないというものであります。もう一つの指標、面積当たりでは全国最低です。また、実際の医師や看護師の労働実態を見る場合、100床当たりの数では47都道府県では下から3番目の45位であります。看護師数も最低になっているのであります。これが経営困難の要因になっていないかであります。

③、研修医問題について。平成16年スタートの臨床研修医制度は、本来必要なものであります。今日までつくらなかった国の責任は大きく、専門医に偏らないオールマイティーな医師をつくることはだれも否定いたしません。研修医は、半分労働力であり、スタッフです。平成18年、最初の研修修了者などが大学に戻り、診療、研究、教育の機能の維持が現在不安になっています。北海道レベルで解決できない問題であります。国がどう抜本の手を打つか問われるものではないかと思います。

④、北海道の医師対策について。道が平成20年2月までに医師が何人減ったか増減率で緊急に医師が必要とする病院数166で、約36%が緊急に医師が必要として、大変深刻な実態があります。また、地域医療に取り組む若手医師を大幅にふやし、オールラウンドな力を持ってさまざまな患者に対応できる医師が欲しい、これが地域の強い要求であります。そのために札幌医大の地域医療総合医学講座、北大総合診療部ですが、道も特別に位置づけて、思い切った手当てが必要です。道議会で提案してきた道職員医師として採用して、必要なところに派遣するシス

テムなどを大いに進めていく必要があると、そして自治体病院などへの配置、システムを抜本的に改善すること、医局に丸投げ弊害から国、道がきちんとしたシステムをつくる責任を果たすべきと提起しています。勤務医の過酷な労働条件の改善は、道の調査でも当直明けがとれずに道内で36時間勤務など過労死ラインを超える長時間労働、現に医師の過労死が道内でも出ております。労働基準法違反です。医師、医療界も事実上これを容認してきたこととなります。労働法制上からもそのためにふやしていかなければなりません。そして、札幌医大の地域医療センター、地域医療振興財団など既存の施策を抜本的に強化すること。

⑤、女子医学生対策について。医学生の3割が女子学生といます。産婦人科医師の過半数は女性です。問題は、女性医師がふえているのに出産、育児などを抱えている女性医師の継続、復帰を支援する対策がおくれてきたことです。一定の時間制限があっても常勤し続けられる勤務体制など、きめ細かい対策が急がれています。道社会保障推進協議会の副会長、勤労者医療協会中央病院名誉院長、医師、大橋晃さんが2008年9月28日、北海道社会保障学校イン釧路にて特別講演しております。以上についてどのようなご認識をお持ちかお伺いしたいと思います。

⑥、道内赤字公立病院の廃止、縮小について。北海道の赤字の公立病院は、全国同様7割を超す状況でないかと思えます。これを廃止、縮小させることを09年3月までに策定、公立病院改革のガイドライン設定、このガイドラインは強制かとの問いに総務省の大臣は義務ではないと認めたのです。09年2月20日、衆議院予算委員会日本共産党の高橋ちづ子議員の質問。このようになっております。お考えがあればお聞きしたいと思います。

また、12月6日、札幌市内で開催の日本共産党のシンポジウム「安心してらせる医療・介護を」において、パネリスト、北海道中央労災脊損センター、北海道大学名誉教授、院長、医学博士、奥田龍人さんは、私の質問で病院長の宿直問題についてに対し

て、医師は患者の命を守るために全力で努力するものです。一度赤平にお伺いしたいなどと答弁いただきました。また、市立赤平総合病院の赤字克服目指すために総務省の特別承認を受けて当市の透析等新設では黒字経営期待の展望を示したものです。しかし、近隣公立病院等の透析患者問題で当院の患者減少と新患者の獲得などは当市と同じ状況にあるのではないかと思います。見通しに甘さがあったのではないかと思います。この点についてお伺いをしたいと思います。

民主党中心新政権は、診療報酬問題、勤務医問題で、診療報酬削減して、勤務医の労働条件改善など発言がありますが、推移を見ることしかないのか。大いに実態を提案し、総合的支援を求めることが必要ではないかと思えます。

⑦、普通交付税ルール分繰り入れについて。歌志内市立病院は、ルール分繰り入れで赤字をなくしていると聞きますが、これは機能が全く違うものでありますが、当市普通交付金ルール分の満額繰り入れをしていたら、また平成6年改築予算が完成時には約倍になるなど、地方自治法関係法の概要のうち、地方公営企業法の主な柱の一つ、一般会計と企業会計との負担区分を明確化し、性質上企業収入をもって充てることが適当でない経費等を一般会計の負担としたなど、ここに負担区分の誤差異が生じ、これが今日の赤字の大きな要因になったのではないかと。ご見解を求めたいと思えます。

⑧、住民の命のとりで、公立病院守るために。公立病院などの医師は、医師法第1条の医師の任務が最大の任務であり、行政は病院開設者として運営の責務と住民の健康を守り、維持の責任に努めるものではないか。市立病院守る住民、行政、病院が三位一体で知恵を出し合い、住民が主人公のまちづくりからおらが病院としての市民意識を高めるための施策が必要でないかと思えます。1つには、本年開催の医師、住民、行政の交流会の継続、2つ目には病院ボランティアの活動支援、3つ目には医師など学習講演会開催の継続、4つ目には自由提案ボックス

設置、活用、5つ目には広報市民と市立病院、月1回、A4の1枚物、充実、発行の継続、6つ目には住民の懇談会、7つ目には職員の意識改革など、深い分析、検討が求められるものではないかと思いません。

大綱2、第5次赤平市総合計画（生き生きプラン21）について、①、人口問題について。約2,000人が他市から通勤、うち200人を定住計画という平成30年人口1万1,600人目指すとしています。最近までに数回他市から当市の企業勤務者が移住申請しても希望がかなえられなかった。申請主義から住民サービス主義に切りかえるべきではないかと思いません。他市からの通勤者が当市に住みたいという申請内容を見て、情報を提供することが必要ではないか。滝川へ1件、3人、11月18日、2,000人の他市から勤務、200人獲得、初年度から崩れているのではないかと。生き生きプラン21所管責任者が熱意を持って周知、また担当の理解徹底の不足というものがあるのではないかと思いません。

2、たくみのロード提案について。A企業社長の提案で、赤平にはたくみのわざが埋もれているといえます。市内においてたくみのわざと言われる企業、個人、どのくらいあるか。観光、食、技術のたくみロード建設提案に関心を持ちました。私は、例えば市道の一端に、1、木彫りの芸術品、2、園芸など、3、鉄鋼コンクリート工の作品、4、子供たちの作品など、市民や子供たちの潜在能力発揮、生き生きまちづくりのために楽しくおもしろい創作物展示は、赤平市内訪れれば楽しい、おもしろい、感心と感動のまち、また訪れてみたいにする一歩にならないかお伺いをいたします。

大綱3、教育問題について、①、市内小中学校の施設整備について。2009年度教育白書、北教組の空知北支部赤平支会発行による教育施設整備の要望があります。高尾市長は、教育の現状を低下させないと再生団体回避のために決意されましたが、現状の一端について2009年度教育予算の割合は近隣他市に比較して4.04%、6近隣市比第4位、小中学校費の

割合、滝川市2.27%、深川市2.0%に次いで3位です。1人当たりの教育費14万8,182円、歌志内市、滝川市に次いで3位です。中位だからいいというものではないが、国の交付税削減の中でたくましい子供などのために教育活動に無理があるのではないか。実態に見合った検討が必要でないかと思いません。そこで、1つには、保育者負担の分析と考察の中で授業に直接関係あるもの、見学旅行、修学旅行、中学校に関しては部活動が大きく比重を占めていること、また赤歌小学校3Fのシェルター使用不能など消防署指摘事項、平岸小学校ボイラー故障など、茂尻小学校コンクリート落下危険など、住友赤平小学校は防火施設の感知、警報機能連動が不可、消防指導など、豊里小学校は非常用放送設備改善など、中央中学校では水道水改善など、赤平中学校は教育職員玄関のインターホンの故障、防犯機器管理改善など、切実な要求、要望があるのではないかと思いません。これは、計画的に改善することはできないかお伺いをいたします。

大綱4、新ごみ焼却施設について、新ごみ焼却施設建設問題について。総事業費52億円、泉谷歌志内市長説明しております。私の資料で3組合構成市町別焼却炉建設費及び維持管理費、5年ごと整備という、11月27日18時、歌志内で説明会がありました。住民代表に施設建設立地資料の提出、施設建設立地の合意を求めています。住民代表は、迷惑施設だ、排出基準をもっと低く連合議会に諮ることなどの意見がありました。多数の建設立地が合意となりました。5市9町、広域連合案、11月30日14時決定と聞きました。砂川や歌志内、議会委員会報告といいません。12月2日、滝川の市議会厚生常任委員会で報告しています。ごみ焼却炉管理の広域連合設置、急遽提案、審議されています。私の資料で構成14市町、目的はごみ焼却施設の建設管理、設置場所、焼却炉と事務所を歌志内市本町14に置く。連合長、構成市町長14人から内部選挙で決定する。議員定数18人、滝川市議会3名、砂川、深川2名、他議会から1名。焼却炉、1日焼却量45トン、ストーカー炉2基、処

理量1日約90トン。焼却灰、埋め立て処理。供用開始2013年4月1日。建設費52億円、うち自治体負担27億円、交付金が3分の1、起債3分の1と聞いています。維持管理費、20年間で98億円。1つには、赤平市負担20年間毎年約5,000万円になるのではないかと試算されます。2つには、焼却量1トン当たり2万5,000円、現状の25%増というものになり、住民負担増になるものではないかと思えます。3つ目には、今まで問題発生、経営が危ぶまれていたものの、分析が不十分のまま急に建設などを提案、組合議会がどんな議論の中で今日になったのか明らかにしていただきたいと思えます。4つには、公設公営運営となり、民間では不安だった、運営見通しクリアしての供用開始。ここで専門スタッフの配置がかなうのかお伺いしたいと思います。

②、ダイオキシン問題について。従来型焼却方式、ストーカー炉方式といいます。800度以上でダイオキシン規制値5ナノグラム以下クリアということですが、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物処理法の維持管理基準、処理能力が2トン、これで24時間燃焼させるというものであります。1日1炉で48トンになります。2トンですから24時間で48トンになります。1炉45トンを上回り、90トン、2炉では96トンになります。1基45トンが連続運転48トンでダイオキシン類の対策特別措置法に影響はないか。現行法では、2トン未満、時間当たり5ナノグラムでクリアという、日本は壮大な人体実験中だという報道もあります。ごみとダイオキシン、1999年6月、神戸新聞、ダイオキシン安全基準4ピコグラムで合意、政府作業グループ、WHO並みに引き下げ、1999年6月5日。環境庁は、2002年に97年比で9割削減するという政府目標に向けて、小型焼却炉や産業系からの排出量を新たに規制する方針だといいます。また、国内環境計画、1995年5月にまとめた報告書によりますと、欧州連合各国の95年前後の年間排出量はスウェーデン22グラム、デンマーク39グラム、ドイツ334グラム、オランダ486グラムなど数十グラムから数百グラムの範囲内で、日本に比べて削減対

策が進んでいます。日本の発生源、一般廃棄物焼却施設、排出先、大気、水、中では発生量は98年で4,320、98年で1,340など、毎日新聞ではダイオキシンのTDI4ピコグラムに決定、しかしWHOの目標は採用しない、1999年6月21日、こうなっています。人間が生涯にわたって摂取しても問題のないダイオキシン類の耐容1日摂取量、TDI、WHOなどジュネーブで開催、WHOヨーロッパ事務局と国連環境計画、国際労働機構、ILOなど参加の国際化学物質安全性計画で構成の専門部会議、人が1日に摂取しても影響がないとされるダイオキシンの量、1日耐容摂取量、TDIをこれまでの10ピコグラム、キログラム当たり、1日から1ないし4ピコグラムと現在の基準5分の2以下に引き下げることにしてと言っています。日本も他15カ国と本会議分科会に参加し、検討を行ってきたのであります。これには厚生省、環境庁、国立環境研究所などから出席しております。日本のこのTDIは、WHOと同じ10ピコグラムを採用し、これに基づき排出基準など設定されております。今後基準見直しが必要、環境庁は検討会議を開催し、見直し始めるとしています。民主党の中心の鳩山首相、国連で演説。1990年比で25%のCO₂排出削減発表しています。これが見直しになるのではないか。途中設備強化変更か、その間TDI基準緩めたままにするのか、議論されたのかお聞きしたいと思います。

③、住民に安心、安全のごみ行政について。交付金、起債に問題は起きないか。民主党中心の政権の事業仕分けはまだ続くのではないかと。1、住民の理解と協力によりごみ問題解決、処理するものではないか。2つ目には、組合議会の試算の議論がされ、本日の会議はこれまで議論があったなど情報公開してこそ住民協働の行政は進むのではないかと思えます。3つ目には、今日では必要な施設であります。試算の検討を深めることが必要ではないかと思えます。以後20年間、人口約20%以上減少します。ごみ減量大作戦でさらに減量が進むのではないかと。4つには、ごみ減量大作戦、減量するほど経費減の可燃

ごみ申請方式と聞いています。矛盾があるのではないかと思います。ごみ減らす、施設燃焼可燃ごみ、毎日90トン燃焼もあるといます。ちなみに、15年後も燃焼ごみの区域外搬入することはないかお尋ねしたいと思います。5つ目には、試算によると建設費の倍近い維持費の予定。住民負担大幅値上げの可能性があるのでないかと思います。浦臼町など一部では、2から3割負担増が示されています。6つ目には、組合議会の傍聴は自由かであります。7つ目には、住民説明会は議会などに報告のみで開催しないのかであります。

国会資料の中で、59の大型焼却施設のほとんどが公設公営であります。その中で、随意契約が多いのですが、落札率はそれぞればらばらで、多数がストーカー燃焼方式です。例えば単独の幌加内町のごみ焼却施設や名寄の炭化センターもあります。以下の炭化法、炭素化法などは割安、燃焼させない工法だといいます。1、炭化法、炭素化法を検討したのかであります。問題があれば、これが問題だから取り入れないとか、そういう調査をしたのかどうか。また、ガス溶融炉、ガス溶融法、炭化装置、ガス状成分、酸化生成物はガス化溶融炉、金属、無機質類は回収すると。2つ目には、炭化法、これは現状ですが、炭化装置、ガス化成分、燃焼装置を燃焼する。炭化生成物有効活用、金属、無機質類は有効活用するとなっています。3つ目には、炭化法のうち非焼却、炭化装置、ガス状成分非燃焼処理、炭化生成物有効活用、金属、無機質類の回収などあります。調査は十分行ってきたのかどうかであります。

歌志内の住民説明会、11月27日、焼却施設立地概要について、さらに砂川市、30日、特別行政報告など、さらに滝川市、12月2日、厚生常任委員会では3衛生組合の役割、組織構成など資料とともに報告、現時点の試算書類提出、進行状況など結果の報告や住民合意を得ることが進行しておりますが、当衛生組合の担当者は口頭報告、スケジュール表のみで、議会や市民が知りたいこと全く不明になっていないか。組合議会の仕組みの中で決定事項でないから報

告できないではなく、こんな議論があり、試算書の試算書があるなど、ガラス張りの行政が必要でないかと思えます。私が担当に示した資料など当初はない、ないと言っていました。最近あると言うのでは住民自治、地方自治から遠いものになるのではないかと思えます。エコバレー歌志内の撤退状況は、市民の中で今では浸透していると考えます。それを急いで進行しようとする必要があること理由は何かあります。議会や住民の理解を得ながら、住民負担、自治体負担の試算の見込みなどあるものを報告、提出しつつ進めることが住民が主人公の市政執行の基本ではないかと思えます。組合議会が決定しておいて住民、議会に合意を求める方式は、まさにトップダウンになっていないか、お伺いをしたいと思いません。

以上、第1回目の質問。

○議長（獅畑輝明君） 實吉病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（實吉俊介君） 大綱1、市立赤平総合病院の問題についてお答えいたします。

①、公立病院赤字の根本的要因についてであります。議員と同様の認識でございます。診療報酬のマイナス改定、医師、看護師不足、医療制度改革等につきまして今後十分地域の実情を考慮し、見直しを図っていただきたいと考えております。

②、道内の医師、看護師数についてお答えいたします。平成18年の診療報酬改定で7対1の入院基本料の新設により都市部の大病院に看護師が集中した結果、議員ご指摘のとおり、地方の病院は看護師不足による病床の縮小など大きな影響を受ける結果となり、北海道においては全国的にも看護師数は決して多い状況とはなっていないと認識しております。当院におきましても医師、看護師不足により病床の縮小を行いました。現状の平均患者数では10対1入院基本料の基準を何とか満たしてはおりますが、今後も入院患者の動向等を見きわめた中で適切に対応してまいりたいと存じます。

③、研修医問題についてお答えいたします。初期臨床研修医制度の開始により大学医局の医師が不足

し、地方の病院への派遣がままならず、慢性的な医師不足が大きな問題となっております。さらには、初期臨床研修を修了した医師もその多くが独自で勤務病院を探す状況であり、卒業後3年目の医師もなかなか大学の医局に入局していないのが現状であります。これらの是正には国からの対策が最良と認識しております。

4、北海道の医師対策についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、医師の過重労働は大きな問題であり、医師派遣システムの充実とその積極的支援は重要であると認識しております。

⑤、女子医学生対策についてお答えいたします。市立病院にも女性医師が勤務していた時期があり、産前産後には休暇を取得した医師もおりました。女性医師が復帰しやすく、長く勤務していただける体制づくりは必要なことであることから、今後も適切な対策を講じる必要があると考えております。

⑥、道内赤字公立病院廃止、縮小についてお答えいたします。診療報酬のマイナス改定、医師、看護師不足、たび重なる医療制度改革等により、特に地方の公立病院は経営が悪化している状況にあります。そこで、来年4月に診療報酬改定がございしますが、具体的な骨格については現状不透明であり、医師、看護師不足の対策も含め市長会、全国自治体病院協議会等を通じて要望しております。透析センターにつきましては、今週で46名と計画を上回っております。しかしながら、4月からの状況を見ますと計画に比べやや下回っている状況にありますが、近隣の自治体病院では行っていない外来透析患者の送迎の実施、センター病院等からの入院透析患者の受け入れも積極的に行った上で新規の患者確保もある程度成果が出てきております。今後もさらに入院透析の周知と受け入れを積極的に行い、患者の送迎区域の充実も含め患者数の確保をすべく努力を図ってまいりたいと思っております。

⑦、普通交付税ルール分繰り入れについてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、過去に一般会計からの繰り入れが交付税基準を下回った時期はござ

いしましたが、現在過去の不良債務解消分として基準以上の繰り入れをしていただいている状況でございます。

⑧、住民の命のとりで、公立病院を守るためにについてお答えいたします。本年5月に開催し、一定の評価をいただきました医師、住民、行政との交流会、感謝と交流の集いにつきましては、今後も継続的に開催してまいりたいと考えております。

また、市民ボランティアの活動につきましては、市民の皆さんがローテーションを決めて積極的にタオル折り、院内案内、病院周辺の草刈りなど、さまざまなご支援とご協力をいただき、市立病院に対する市民意識も高いと認識しております。

医師を中心とする市民健康講演会も身近な市立病院としてPRするとともに、市民の健康づくりや新規の患者獲得には有益な事業と考えております。ことは、市内2カ所と2企業にて開催させていただきましたが、今後も継続的に市民周知、企業、団体へのアプローチを図り、開催してまいりたいと考えております。

自由提案ボックス設置、活用につきましては、現在院内にご意見箱を設置し、苦情、ご意見、アドバイスをいただき、回答をエントランスホールの掲示板に掲示しております。また、必要に応じ市広報も活用させていただいております。あわせて広報市民と市立病院発行につきましては、現在広報あかびらにおいて毎月2ページ程度のスペースをいただき、市民への病院情報の発信に活用しておりますので、こちらを今後もさらに充実させ、市民の皆さんに見ていただき、有益である情報を提供してまいりたいと存じます。

次に、住民懇談会につきましては、今後市で行う住民懇談会の際に病院関係につきましても対応させていただきたいと存じます。

また、職員の意識改革につきましては、次年度よりすべての職員が健全経営やコスト意識を持つよう定期的な研修会の開催、また接遇分野などでさまざまな勉強会などの取り組みを行い、健全経営に向け

て市民に愛され、信頼され、選ばれる病院を目標に努力してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 大綱2、第5次赤平市総合計画（生き生きプラン21）について、①、人口定住問題についてお答えさせていただきます。

第5次赤平市総合計画につきましては、議員がおっしゃられるように産業振興、住環境整備、少子化対策の3つの重点プロジェクトを柱に、人口の定着や地域活性化を図ることによって平成30年度の人口を何とか1万1,600人までに抑えようというものであります。ご質問の趣旨は、この3つの重点プロジェクトのうち特に住環境整備に関する内容になるかと思いますが、平成17年国勢調査の結果から申し上げますと市外から通勤されている方は世帯主以外の人数も含め1,608人となっております。こうした方々を一人でも多く当市に居住していただくような施策の取り組みは大変重要なことですので、まずは企業のご協力をいただきながら、市外に居住されている方が赤平市に移転するにはどういった条件整備が必要であるかをアンケート等を通じてしっかり把握しなければならないと考えております。そして、その結果を参考としながら、施策の具体化を協議してまいらなければなりません。本年度におきましては、公営住宅法などの適用を受けない市一般住宅を活用し、若年層世帯等に供給する方策を講じておりますが、今後においても公営住宅の本来の趣旨を著しく逸脱しない範囲内で、既存の公営住宅を中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅にみなすいわゆるみなし特定公共賃貸住宅制度の活用などについて市有住宅等の活用状況や整備に要する費用等を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

また、持ち家に関しましても移住定住の両面から宅地分譲価格、耐震やリフォーム等に対する助成制度並びに移住体験プランなどについても検討してまいります。こうした移住定住策を取りまとめた上で、

所管責任者が熱意を持って周知とのお話もございましたが、広報あかびら、市ホームページに限定せずパンフレット等の作成を行い、市内外に広く周知してまいりたいと考えております。移住に関しましては、以前も申し上げたことがあります。当市は炭鉱閉山によりまして人口減少イコール転出者も多いという実態でありますので、Uターンの可能性も逆に高いということも考えられますし、先ほど申し上げたように市外からの通勤者も多い状況でございますので、人口減少に歯どめをかけるためにもやれるものから積極的に展開してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 菊島産業課長。

○産業課長（菊島美時君） 次に、②、たくみのロードの提案についてお答えいたします。

今後10年間のまちづくりの指針を示す第5次赤平市総合計画が本年スタートしたところですが、3つのまちづくり重点プロジェクトの中に物づくり産業の振興を推進するため産業振興プロジェクトに位置づけしたところであり、現在では、昨年秋ごろからたくみロードの構想、そして本年6月から民間企業などが中心となり、あかびら匠塾協議会が設立され、市内企業などを対象に見学訪問会も開催され、具体的な動き出しが始まったところであり、一方、当市におきましても第5次赤平市総合計画の基本計画の中で特に物づくり産業の振興につきましては重点施策の位置づけしておりますことから、赤平商工会議所、産企協赤平支部など関係機関とも連携を図りながら物づくりのまちをPRする施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

さて、たくみロードについてであります。市道の一端に芸術品でありますとか、あるいは子供たちの作品の設置などご提案ありましたが、道路敷地内に一定の工作物や施設等を設け、継続して道路を使用する場合には道路占用の許可が必要になります。また、道路占用は道路法などにおいて許可基準が厳格に定められており、道路の敷地外に余地がなくやむを得ないもので、政令で定められる基準に適合す

る場合に許可できることとなっており、道路交通法においても道路使用許可が必要となります。このようにさまざまな規制はありますが、一方当市といたしましても物づくりのまちをさまざまな形で盛り上げようという機運が高まることは大いに喜ばしいところでありますことから、だれがどのような施設をどの程度設置するかなど具体的な計画をお伺いした中であかびら匠塾協議会など関係機関と連携図りながら協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 相原教育課長。

○教育課長（相原弘幸君） 大綱3、教育問題について、①、市内小中学校の施設整備についてお答えいたします。

議員ご指摘の資料については、教育委員会としても承知しており、内容についても確認しているところであります。同時に学校施設の整備要望については、学校から提出される要望書がございますので、市教委としてはそれらの内容について実際に現地を確認し、学校長からの意見などを伺いながら、重点項目を精査いたしまして予算に反映していくこととしております。学校の施設についての整備要望ですので、ほぼ同じような内容であります。限られた予算ですので、学校へは重点的な項目の順位づけをお願いしております。順次整備していくこととしておりますが、その中でも消防設備のふぐあいなど緊急時の対応に支障が出るものについては最優先に整備することとしており、できるだけ学校活動に支障を来すことのないよう効果的な予算執行を心がけておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 栗山市民生活課長。

○市民生活課長（栗山滋之君） 大綱4、新ごみ焼却施設について、①、新ごみ焼却施設建設問題について、②、ダイオキシン問題について、③、住民に安心、安全のごみ行政について、以上のご質問につ

きましては、関連性がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

エコバレー歌志内の撤退に関する要因や経過等につきましては、これまで議会での一般質問に対しましてのご答弁や常任委員会などのご報告によりお知らせをしているとおりであります。この撤退問題を受けまして、早急の中・北空知地域ごみ処理準備会を立ち上げ、今後の可燃ごみの処理に関する対応策について3組合、14市町で協議を行っているところであります。その協議の中でこれまでに決定している項目について主なもの4点についてご報告をいたしますと、これまでと同様に5市9町の構成による公設公営の焼却処理を行う、歌志内市を建設場所とする、施設の運営等は地方自治法に基づき新たに特別地方公共団体を設立する、新たな組織は広域連合とするというものであります。この広域連合につきましては、設立のための柱となります新たな規約の制定が必要であり、14の市町すべての議会で議決された後に予定といたしまして来年2月上旬ころに広域連合が設立される運びであります。したがって、広域連合が設立され、また広域連合の議会も発足された後は当然この中で施設の建設や運営に関することなどすべての事案が協議され、決定されていきますので、ここでの答弁につきましてはそのことを踏まえた上での答えとさせていただきますので、ご了解願います。

最初に、施設の建設や維持管理費等についてですが、建設費は14市町の可燃ごみの実績量から推計をし、経費を割り出したものであり、維持管理費についての焼却処理費については平成22年度のエコバレー歌志内の焼却処理費トン当たり約2万5,000円を参考に経費を割り出したものであります。施設の建設費及び20年間の維持管理費についてですが、補助金等を除いた14市町の実質負担額は総額124億7,200万円との試算が示されております。これを市町別に割り振りいたしますと、当市の年間単純平均負担額は約5,900万円との試算が出ております。なお、新施設建設に伴う住民負担についてですが、今後施設

の建設費や維持管理費等がより具体化していく中で検討してまいりたいと考えていますので、ご理解を願います。

次に、ダイオキシン等に関するご質問についてですが、このような施設の建設及び運営につきましては、環境問題が最大の課題であることは各組合及び各自治体とも十分に認識をしているところであります。建設地になります歌志内市の住民の皆さんとは基本合意に至っているところではあります、今後はさらに広域連合と住民の皆さんの間で公害防止協定が結ばれる運びとなっておりますので、その中でダイオキシン等の数値なども含め細かな協定がなされるものと考えております。

また、鳩山政権が掲げています温室効果ガス排出削減を2020年までに25%削減を行うという政策が新施設建設にどのように影響するのかというご質問ですが、現段階では具体的な国の方針などが打ち出されていないことからお答えはできませんが、国の方針が示されたときにはその方針に沿って施設の建設及びその運営を行っていくものと判断しております。

次に、市民の皆さんや議会への報告、説明についてですが、本年7月に日立製作所から回答を受けた以降、議会の常任委員会へは3回のご報告をさせていただき、同時に組合や構成市町の考え方もお話しさせていただいたところです。今後も発表できる事案につきましては随時ご報告をしていきたいと考えております。また、市民の皆さんに対するご報告やご説明についてですが、広域連合による協議の過程を見守りながら、必要に応じて市の広報などでお知らせをし、不安解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上が現段階での最終処分場建設等に関する決定事項や考え方をご報告いたしました、最後にごみ問題についての当市の考え方を述べさせていただきますと、1点目には毎日家庭から出されるごみ処理の体制を長期的に安定して行える施設づくりに努めていくと同時に、リサイクルの推進を図るため、これまで行ってきましたごみの減量化についても市民

の皆さんとともに進めていきたいと考えております。2点目には、環境に十分配慮した施設の建設や運営を心がけ、建設地である地元住民の方々と近隣の住民の皆さんが安全で安心できるよう、このような考え方を今後設立されます広域連合の中で積極的に発言をしていく所存でありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 六戸忠君。

○4番（六戸忠君） 〔登壇〕 お答えありがとうございます。

教育課長からこの各学校からの要望書持っている、あるということですね。しかし、これから現地行って調べると、実態見るということであります。しかし、この書類を手にした時点からそういう問題何が問題あるのか、重い問題はやっぱり直ちに調べて、策を考えるというふうにしたほうがいいと思います。質問される前に本当はそれらにこんなような手を打っていると、そういう答弁だったらなおさらいいと思います。そのようにしていただきたいと思っております。

ごみの問題ですけれども、いろいろとまだまだ不十分な面がいっぱいありますから、これからもっともっと具体的になってきて、市民にもわかってくる。市民の負担、自治体の負担、はっきりわかると思います。私特になぜこのダイオキシン類の関係で質問するかといいますと、世界保健機構ではピコグラムといって兆単位なのです。日本の国もそれを認めていながら、それを採用しないという方向に今あります。しかし、現在日本の単位はナノグラム、億です。これが国際的な判断でいきますともっと厳しくなっている現状です。これはもう11年前の話です。ですから、この面から見て国民や住民の健康をしっかりと守っていく立場に地方自治体もなるべきだというふうに思います。ですから、世界的に見るとこの問題では日本の国は人体実験だという報道さえもあります。これはやっぱり大いに注視して、健康、安全のために自治体も頑張っていかなければならぬと、こういうことを要望して、特にこのごみ施設に

ついてはこれからまた何かの機会に論議を深めていきたいと思っておりますので、この時点での質問をこれで終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

○議長（獅畑輝明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす17日、1日休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、あす17日、1日休会することに決しました。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時59分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)